



無料発明相談会

開催日時：令和3年 8月 6日（金） 午前10時00分～午前12時00分

場所：江田島市商工会 本所会議室 （上記以外の時間帯は要相談）

担当：広島県発明協会 知財活用アドバイザー

お申込み：事前予約制です

江田島市商工会までお電話またはFAXにてお申込みください

TEL: 0823-42-0168 FAX: 0823-42-2853

申込期限：令和3年 8月 3日（火）



産業財産権制度（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）に詳しい相談担当者が、無料で個別にご相談に応じます。

- > 特許権
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものである発明を独占的に実施することができる権利
- > 実用新案権
物品の形状、構造または組合せについての考案を独占的に実施することができる権利
- > 意匠権
物品の形状、模様、色彩またはこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせるものである意匠を実施することができる権利
- > 商標権
文字、図形、記号もしくは立体的形状、もしくはこれらの結合またはこれらの色彩の結合であって、特定の商品やサービスについて使用されるものを独占的に使用することができる権利

〈ご相談の例〉

- ・一生懸命考え出したアイデアをどう守り育てていったらよいか？
- ・インターネットで自社の商品・サービスの内容を詳しくアピールしたいが真似されないようにするにはどうしたらよいか？
- ・一生懸命考えた商品名・ロゴマーク・商品デザインを真似されないようにするにはどうしたらよいか？
- ・ある日突然権利侵害と言われ、自己のアイデアが実施できなくなるのを阻止するには、どのようなことに注意しておけばよいか？

発明相談会申込書

相談日	令和3年 8月 6日（金）	希望時間	時頃
氏名		会社名	
住所 （所在地）	TEL： （ ）		
相談内容			

【主催】江田島市商工会 【共催】広島県商工会連合会